

## 千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考出願時によくある質問

NO.	内容	問合せ	回答
1	電子申請	電子申請について、以前登録した申請者IDとパスワードを忘れてしまいました。どうしたらよいでしょうか。	「ちば電子申請サービス」のホームページで確認し、対応してください。
2	電子申請	電子申請をしたが「処理待ち」（「仮受付」）となっています。大丈夫でしょうか。	問題ありません。6月中旬～下旬に受験票が印刷できるようになります。その際に「受理（返信済）」となります。
3	電子申請	電子申請した志願内容を変更したいが、どうしたらよいでしょうか。	受付期間内であれば、ちば電子申請サービスの「申込内容照会」から修正することが可能です。
4	受験区分	現在、他県で「中等教育学校」で勤務をしています。この場合、他県等現職特例の「高校」で受験することができますか。	中高共通であるので、受験することは可能です。
5	受験区分	他県で講師をやっています。初めて千葉を受験しますが、受験できる特例選考等がありますか。	他県の講師経験は、講師等特例等の要件には当てはまりません。一般選考での志願となります。
6	志願書の記載	高卒認定試験による高卒のため、高校の所在地が記入できません。	当時居住していた都道府県で記入してください。
7	志願書の記載	通信教育大学に正課・課程等履修生として編入しました。この場合の職歴はどうなりますか。	5 学生となります。
8	志願書の記載	養護教諭別科で免許を取りました。最終学歴は、大学院に書けばよいでしょうか。	大学院の欄に記載してください。
9	志願書の記載	新卒で現在講師として勤務していますが、職歴コードは何番になりますか。	「5 その他の既卒者」となります。
10	志願書の記載	現在大学院1年生です。この場合、志願書の職歴種別はどのように入力したらよいでしょうか。	大学卒業後に大学院に進んだ場合は「新卒者」となります。社会人経験を経て、大学院に進んだ場合は、「既卒者」となります。
11	志願書の記載	現在2校の学校で非常勤講師をしています。志願書の職歴の現在の職、勤務先を記入する欄は、2校とも記載するのでしょうか。	2校記入してください。
12	志願書の記載	司書教諭免許を取得見込みです。志願書の資格の欄に記入できますか。	資格については、見込みのものは記入できません。ただし、面接カードの自己アピールに取得中であることを書くことはできます。
13	志願書の記載	司書教諭の免許コードがありません。どうしたらよいでしょうか。	司書教諭は資格であるので免許コードはありません。資格の欄に記載してください。
14	志願書の記載	大学院に在籍しています。高等学校1種免許状は取得済みです。大学院卒業時に同科目の専修免許状を取得見込みである場合、両方の免許状を記入しますか。	上位免許状のみ記入してください。
15	志願書の記載	小学校一般選考で志願し、特別支援を併願する場合、受験回数の特例支援教育欄も1回とするのでしょうか。	併願は、受験回数には入れません。
16	志願書の記載	ちば夢チャレンジ特別選考の受験回数について教えてください。	実施要項24ページのとおり、昨年度通過者は、昨年と今年で「1」、不合格だった方は、昨年と今年で「2」となります。
17	志願書の記載	養護学校教諭の一種免許状を持っています。免許コード表ではどのコードを記入すればよいですか。	「特支（知・肢・病）」を記入してください。
18	大学院猶予	大学院の進学を希望していますが、大学院の試験に落ち、採用選考に合格した場合は、採用となるのでしょうか。	採用候補者名簿に記載されるということに変更はありません。結果が判明したら、すぐに教職員課任用室選考班に連絡をしてください。
19	配慮	選考当日、拡大鏡を使用したいがよいですか。	基本的に使用は可能です。志願の際に配慮希望「有」として、内容を記載してください。後日、担当者から確認の連絡をさせていただきます。
20	受験票	電子申請後、受験票はどうしたらよいですか。	6月中旬～下旬に電子申請サービスから印刷できるようになります。なお、別途指示が出ている場合は、それに沿って対応してください。
21	特別・特例選考	該当する特別選考、特例選考が複数あります。	受験区分の選択については、あくまで申請者の判断によるものとなります。御自身で選択してください。
22	受験会場の変更	受験の会場を変更したいのですが。	受験会場は変更できません。
23	併願	中高保体で受験し、特別支援教育の併願をした場合、特別支援教育の試験を受ける必要はありますか。	ありません。主とする区分の試験のみの受験となります。
24	併願	小学校併願の加点とたまごプロジェクトの加点は、加算されますか。	加算されます。最大で15点の加算となります。なお、たまごプロジェクトの優遇措置は令和7年度実施分のみとなります。
25	併願	小学校と特別支援教育の2つに併願することは可能ですか。	両方への併願は可能です。しかし、加点対象は小学校併願のみとなります。
26	教職経験特例の要件	辞令が令和8年5月1日までとなっているが、講師特例Bの要件にあてはまりますでしょうか。	令和8年5月1日現在が要件なので、含まれます。
27	教職経験特例の要件	市の講師として勤務していましたが、講師等特例にあたるでしょうか。また、該当する場合、職歴を証明する書類はどうしたらよいでしょうか。	特例に当たるかどうかは、勤務した市教育委員会に確認してください。該当する場合、教職経験調書の発行を市の教育委員会に依頼してください。
28	教職経験特例の要件	2つの学校で非常勤講師をしています。勤務時間に関する条件は、2校分を合算することはできますか。	合算することができます。
29	教職経験特例の要件	寄宿舎指導員の臨時的任用講師の勤務は、講師特例の経験に含まれますか。	寄宿舎指導員及び実習助手については、講師等特例選考Aの①の要件には含まれますが、②の要件には含まれません。講師特例Aで出願するには、①②両方の要件を満たす必要があります。
30	教職経験特例の要件	私立の高等専修学校で勤務していましたが、講師等特例選考の実務経験に含まれますでしょうか。	私立高等専修学校の勤務は、含まれません。
31	教職経験調書	英語専科の常勤講師として勤務しています。本務校と兼務校があるのですが、教職経験調書の勤務実績は、どちらを記入すればよいでしょうか。	両校とも記入してください。
32	教職経験調書	現在、市立高校に勤務しています。教職経験調書の職員コードはどのように書けばよいでしょうか。	職員コードは、県職員、臨時的任用講師のみなので、記載は不要です。
33	教職経験調書	11/1から3/18まで非常勤講師として勤務。3/19から3月末まで臨時的任用講師をしていました。この場合、「教職経験調書」はどう書いたらよいでしょうか。	11月～3月まで非常勤講師として記入してください。
34	提出書類	一般選考で受験予定ですが、資格欄に記載した資格の証明書は郵送しなくてもよいでしょうか。	資格の証明書の提出は不要です。
35	提出書類	2年前に特別臨時的任用講師になりました。志願時に提出する結果通知書は、その時のものを送ればよいのか、それとも昨年度のものを送ればよいのか、教えてください。	特別臨時的任用教諭になった時のものを送ってください。
36	提出書類	元教諭特例で受験しようと思います。管理職もやっていたのですが、辞令はいつのものを出したらよいですか。	令和9年度（令和8年度実施）の選考では、平成24年4月1日以降に退職したことが要件となっています。つまり、平成24年4月1日以降に教諭であったことが示されている辞令を提出してください。主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭として3年以上の実務経験を証明できる辞令が必要となります。管理職経験は含みませんので、御注意ください。

37	提出書類	辞令をなくしました。どうしたらよいでしょうか。	職歴証明をとって提出してください。
38	提出書類	小学校一般選考英語教育推進枠で志願します。申請手続き、証明する書類の提出はどのようにしたらよいですか。	志願手続きは電子申請で行い、志願書のコピー3部と要件を証明する書類を指定された提出先に郵送してください。
39	提出書類	添付資料に記載されている姓が旧姓の場合、他に添付する書類はありますか。	旧姓と現在の姓がわかるもののコピーを同封してください。
40	勤務状況調書	非常勤講師を2校で掛け持ちしている場合、勤務状況調書はどちらの学校に依頼したらよいでしょうか。	勤務時間の多い学校に依頼をしてください。時間数が同じ場合は、どちらか1つの学校に依頼してください。
41	勤務状況調書	勤務状況調書の氏名等、自分で記入できるところは、記入してもよいでしょうか。	全て所属長が記入します。
42	勤務状況調書	昨年度講師をしていました。その実務経験をもとに、講師等特例で志願予定です。現在勤務していない場合は、勤務状況調書は昨年度の勤務校の所属長に書いてもらえばよいでしょうか。	昨年度の勤務校の所属長に依頼してください。
43	教職経験調書	教職経験調書の職員コードについて、臨時的任用教諭と非常勤講師の両方のコードを持っています。どちらを記入したらよいでしょうか。	臨時的任用教諭のコードを記入してください。
44	勤務状況調書	講師等特例選考で志願しますが、勤務状況調書は辞令のコピーと一緒に提出するのでしょうか。	勤務状況調書は、依頼した学校長が提出することになっています。
45	社会人特別選考	①の民間企業等経験者について、いつまでの期間が対象となりますか。	令和3年4月1日を期間開始日としています。 そのため、令和8年4月1日現在で、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに継続して3年以上の勤務経験を有する方が対象となります。
46	志願書提出後の内容変更	志願書提出後、住所等が変更になりました。どのような手続きをしたらよいですか。	実施要項19ページQ17のとおり、記載事項変更届をご提出ください。受験区分・受験会場の変更は、認められません。